

旧法人名	奄美群島振興開発基金	政府出資額	8, 1 0 1, 2 7 1, 4 3 0 円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人奄美群島振興開発基金	政府出資額	8, 1 0 1, 2 7 1, 4 3 0 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成 1 6 年 1 0 月 1 日	増 減 額	0 円
政府出資額が増減することの根拠法令	奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号）（抄） 附則（平成 1 6 年法律第 1 1 号）（抄） （奄美群島振興開発基金の解散等） 第六条 奄美群島振興開発基金（以下「旧基金」という。）は、独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「基金」という。）の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び地方公共団体が承継する資産を除き、その時ににおいて基金が承継する。 2～5 （略） 6 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び地方公共団体から旧基金に出資されている出資金に相当する金額は、政府及び地方公共団体から基金に対し出資されたものとし、基金が承継する資産の価額から負債の金額及び基金に対し出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。 7 前項の資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 8・9 （略）		
政府出資額が増減した理由			
備 考			